

「合併時まで調整する」
「両市町の長が別に協議して定める」
として確認された合併協定項目一覧

(目 次)

高松市・塩江町合併協議会	1
高松市・香川町合併協議会	6
高松市・国分寺町合併協議会	11
高松市・香南町合併協議会	17
高松市・庵治町合併協議会	22

行政制度・事務事業 調整結果等一覧

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員数等	塩江町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。		第15回
13	事務組織及び機構の取扱い		現在の塩江町役場については、塩江町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。 現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。 新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、塩江町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。		第15回
15	特別職の職員の身分の取扱い		塩江町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		第5回
16	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の状況	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。	第15回
17	附属機関等の取扱い		両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。 塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整するものとする。		第11回

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
20	使用料・手数料等の取扱い		両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。		第11回
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い		各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。		第11回
24 - 1	都市提携	国内都市との提携	・高松市の都市提携については、継続する。 ・塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。	・高松市の都市提携については継続する。 ・塩江町が都市提携を行っている枚方市については、提携先の意向等を確認し、今後のあり方を協議する。 ・塩江町が枚方市および別海町と実施している小中学生の相互訪問については、学校間(地域間)の交流事業としての継続も検討する。	第7回
24 - 7	高齢者福祉事業	老人介護支援センター事業	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、地域型支援センターの委託化に伴い、塩江町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	第12回
24 - 10	その他の福祉事業	災害援護関係	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 なお、災害時緊急物資については、塩江町地域の耐震施設に備蓄することとし、備蓄場所については、合併時までに調整する。	第12回
24 - 10	その他の福祉事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町での社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。	第12回
24 - 11	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している総合検診については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとする。	第12回

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 12	病院事業	管理運営等の概要	塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。	・高松市民病院と塩江病院については、地方公営企業法の適用病院として、それぞれ独立して運営する。 ・市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時までに調整するものとする。	第10回
24 - 13	環境対策事業	公衆便所管理	高松市の制度に統一する。	塩江町において、合併時までに、既設便所の設置計画等について検討し、調整するものとする。	第12回
24 - 14	商工・観光関係事業	計量検査事業	高松市の制度を適用する。	・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・塩江町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	第13回
24 - 14	商工・観光関係事業	観光イベント振興事業	高松市の制度に統一する。 塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	・塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	第13回
24 - 14	商工・観光関係事業	観光協会等の育成	高松市の制度に統一する。 塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。	・塩江町観光協会については、高松市の地区観光協会として取り扱うものとする。 ・塩江町観光協会への補助額等については、その事業内容等を踏まえ、合併時までに調整する。 ・塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。	第13回
24 - 14	商工・観光関係事業	観光施設運営等事業	塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。	・塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時までに調整を行うものとする。 ・塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。	第13回
24 - 17	交通関係事業	市・町民交通傷害保障	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。	第12回
24 - 18	上水道事業	浄水施設の維持管理	塩江町の浄水施設の維持管理体制については、効率的管理を図る。	塩江町の浄水施設の維持管理については、浅野浄水場における遠隔監視システムによる集中監視、または外部委託等による維持管理体制について、合併時までに調整する。	第9回

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 20	消防防災関係事業	防災行政無線	高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。	・周波数については、1市町村1波が原則となっているが、高松市において、システムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の基地局の接続方法については、合併時までに調整する。	第15回
24 - 23	文化振興事業	文化祭開催事業	高松市の制度に統一する。 塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。	塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。 なお、運営費の対応については、合併時までに調整するものとする。	第12回
24 - 23	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 塩江町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 なお、塩江町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との統合等について、合併時までに調整するものとする。	第12回
24 - 23	文化振興事業	図書館事業	高松市の制度に統一する。	・児童行事については、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施する児童行事の開催場所については、塩江町の現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、箇所については、合併時までに調整するものとする。	第12回
24 - 24	その他の事業 (塩江町老人福祉センター)	塩江町老人福祉センター	塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。	・塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとする。 ・管理運営形態については、現行のとおりとする。 ただし、施設の円滑な運営に支障が生じないよう、管理運営等について、合併時までに調整する。 ・浴室使用料の区分については、町内、町外を市内、市外とし、使用料については現行のとおりとする。	第13回
24 - 24	その他の事業 (青少年健全育成事業)	青少年健全育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。	第14回

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 24	その他の事業 (市・町民葬儀)	市・町民葬儀	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	第15回
24 - 24	その他の事業 (市・町民葬儀)	葬斎場	高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。	・合併後において、塩江町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 ・香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。	第15回

行政制度・事務事業 調整結果等一覧

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員数等	香川町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。		第13回
13	事務組織及び機構の取扱い		現在の香川町役場については、香川町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。 香川支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香川町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。		第14回
16	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の状況	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	第14回
17	附属機関等の取扱い		両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。 香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。 委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。		第9回

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
20	使用料・手数料等の取扱い		両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。		第9回
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い		各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。		第9回
24 - 5	コミュニティ施策	香川町立文化センター等の管理等	香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。	・香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。 ・管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。	第15回
24 - 7	高齢者福祉事業	老人介護支援センター事業	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、地域型支援センターの委託化に伴い、香川町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。	第14回
24 - 9	児童福祉事業	放課後児童クラブ関係事業	香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。 利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。	・香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ・香川町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時まで調整するものとする。 ・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。	第15回
24 - 9	児童福祉事業	公立児童館事業	香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。	香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時まで調整するものとする。	第15回
24 - 10	その他の福祉事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。	第14回

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 11	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 香川町で実施している総合検診については、人間ドック助成制度の対象となる国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 香川町で実施している骨粗しょう症検診、婦人健康診査は、高松市の骨粗しょう症予防教室に移行する。 国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。 	第13回
24 - 12	病院事業	管理運営等の概要	香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぎ、存続するものとする。 ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うこととする。	<ul style="list-style-type: none"> 高松市民病院と香川病院については、地方公営企業法一部適用病院として、それぞれ独立して運営する。 市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとする。 	第12回
24 - 13	環境対策事業	ごみ処理事業(手数料)	高松市の制度に統一する。 香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。 香川町地域の、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。 香川町地域における指定ごみ袋の販売委託方法については、合併時まで調整するものとする。 香川町地域の、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 <p>なお、その後の対応については、全市的な観点から見直しを行う。</p>	第15回
24 - 14	商工・観光関係事業	計量検査事業	高松市の制度を適用する。	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 香川町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。 	第14回
24 - 17	交通関係事業	市・町民交通傷害保障	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時まで調整するものとする。	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>なお、香川町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。</p>	第12回
24 - 19	下水道事業	排水設備設置助成	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。	第15回

【高松市・香川町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 20	消防防災関係事業	防災行政無線	香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。	・各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 ・戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。	第14回
24 - 21	学校教育事業	学校給食	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の ・学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとする。 ・給食配送方法については、合併時までに調整する。	第14回
24 - 22	社会教育事業	公民館	香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	第15回
24 - 23	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町文化協会に対する補助については、合併時までに調整する。	・高松市の制度に統一する。 ・香川町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・香川町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時までに調整する。 ・香川町地域における文化団体事業補助については、高松市の芸術文化活動事業補助の対象事業として取り扱うものとする。	第15回
24 - 23	文化振興事業	図書館事業	高松市の制度に統一する。	・高松市の制度に統一する。 ・香川町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、巡回箇所については、合併時までに調整するものとする。	第15回
24 - 24	その他の事業 (市・町民褒章制度)	市・町民褒章制度	高松市の制度に統一する。 香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。	・香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。 ・香川町の町政功労者については、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。	第13回
24 - 24	その他の事業 (青少年健全育成事業)	青少年健全育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。	第13回

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 24	その他の事業 (葬斎関係事業)	葬斎場	高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。	・合併後において、香川町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 ・香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。	第15回
24 - 24	その他の事業 (葬斎関係事業)	市・町民葬儀	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。	第15回

行政制度・事務事業 調整結果等一覧

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員数等	<p>国分寺町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p>		第10回
13	事務組織及び機構の取扱い		<p>現在の国分寺町役場については、国分寺町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。</p> <p>国分寺支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、国分寺町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。</p> <p>住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。</p> <p>これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。</p>		第11回
15	特別職の職員の身分の取扱い		<p>国分寺町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。</p>		第6回
16	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の状況	<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</p> <p>国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。</p> <p>国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>	<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</p> <p>国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。</p> <p>国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>	第10回

【高松市・国分寺町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
17	附属機関等の取扱い		両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。 国分寺町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整するものとする。		第7回
20	使用料・手数料等の取扱い		両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 国分寺町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。		第7回
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い		各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。		第7回
24 - 1	都市提携	国内都市との提携	高松市の制度に統一する。 国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。	・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 3	広聴広報事業	広報事業(その他)	高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	第8回
24 - 7	高齢者福祉事業	老人介護支援センター事業	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 なお、地域型支援センターの委託化に伴い、国分寺町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	第11回

【高松市・国分寺町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 9	児童福祉事業	放課後児童クラブ関係事業	<p>国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ・国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時までに調整するものとする。 ・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。 	第11回
24 - 9	児童福祉事業	公立児童館事業	<p>国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p>	<p>国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> <p>なお、運営方法等については、合併時までに調整するものとする。</p>	第11回
24 - 10	その他の福祉事業	社会福祉協議会運営補助等事業	<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。</p>	<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。</p>	第11回
24 - 11	保健衛生事業	健康診査・がん検診	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町で実施している胃がんの個別検診については、国分寺町内の医療機関において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとする。</p>	第11回
24 - 13	商工・観光関係事業	計量検査事業	<p>高松市の制度を適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・国分寺町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。 	第11回

【高松市・国分寺町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 13	商工・観光関係事業	観光イベント振興事業	高松市の制度に統一する。 国分寺町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	・国分寺町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 14	農林水産関係事業	農園整備事業	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法の変更に伴い、国分寺町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 14	農林水産関係事業	香川用水事業	高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、維持管理費賦課金の負担者については、土地改良区の設立も視野に入れて、合併時までに調整する。	第11回
24 - 15	建設関係事業	都市公園等	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、如意輪寺公園の記念植樹は、当分の間、現行のとおり継続するものとする。 なお、施設の管理運営方法等については、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 16	交通関係事業	市・町民交通傷害保障	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。 なお、国分寺町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。	第10回
24 - 16	交通関係事業	自転車等駐車場管理	高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時までに調整するものとする。	第10回
24 - 19	消防防災関係事業	常備消防	高松市の制度に統一する。 ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	第11回

【高松市・国分寺町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 19	消防防災関係事業	防災行政無線	国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。	・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の基地局の接続方法については、合併時までに調整するものとする。 ・戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 21	社会教育事業	公民館	国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	第11回
24 - 22	文化振興事業	文化芸術活動推進事業	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町音の祭りについては、継続して実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町音の祭りについては、継続して実施するものとし、開催場所等については、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 22	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。	・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・国分寺町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時までに調整する。 ・国分寺町地域における文化団体補助については、団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとする。	第11回
24 - 22	文化振興事業	歴史資料館運営事業	高松市の制度に統一する。 讃岐国分寺跡資料館は、高松市の資料館として引き継ぐ。 ただし、観覧料等については、団体観覧の取扱いを除き、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 讃岐国分寺跡資料館は、高松市の資料館として引き継ぐ。 ・観覧料等については、現行のとおりとする。 ただし、団体観覧の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。 ・倉庫作業棟内研修室の使用料については、現行の大人の料金に統一するものとし、老人会の減免措置の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 23	その他の事業 (女性政策)	女性センター管理・運営事業	国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。	国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。 なお、女性会館の位置付け、開館時間等については、現行の利用形態等も踏まえる中で、合併時までに調整するものとする。	第11回

【高松市・国分寺町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 23	その他の事業 (葬斎関係事業)	葬斎場	高松市の制度に統一する。 ただし、綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。	・合併後において、国分寺町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 ・綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。	第11回
24 - 23	その他の事業 (葬斎関係事業)	市・町民葬儀	高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。	高松市の制度を適用する。 ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。	第11回

行政制度・事務事業 調整結果等一覧

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員数等	香南町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。		第8回
13	事務組織及び機構の取扱い		現在の香南町役場については、香南町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。 香南支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香南町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。		第8回
15	特別職の職員の身分の取扱い		香南町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		第5回
16	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の状況	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	第8回
17	附属機関等の取扱い		両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。 香南町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。		第6回

【高松市・香南町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
20	使用料・手数料等の取扱い		両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。		第6回
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い		各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。		第6回
24 - 2	広聴広報事業	広報事業 (その他)	高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	・高松市の制度に統一する。 ・香南町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	第7回
24 - 6	高齢者福祉事業	介護予防等拠点施設管理運営事業	香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。	香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐ。 ただし、施設の管理形態については、合併時までに調整するものとする。	第8回
24 - 8	児童福祉事業	放課後児童クラブ関係事業	香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。 利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。	香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時までに調整するものとする。 利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。	第10回
24 - 8	児童福祉事業	公立児童館事業	香南町のししまる館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。	香南町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時までに調整するものとする。	第10回

【高松市・香南町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 9	その他の福祉事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香南町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	第9回
24 - 10	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとする。	第8回
24 - 12	商工・観光関係事業	計量検査事業	高松市の制度を適用する。	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 香南町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	第9回
24 - 12	商工・観光関係事業	観光イベント振興事業	高松市の制度に統一する。 香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	・香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	第9回
24 - 15	交通関係事業	市・町民交通傷害保障	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。 なお、香南町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。	第6回
24 - 16	上水道事業	受付・収納	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の自治会集金制度については、合併時までに調整するものとする。	第8回
24 - 17	下水道事業	排水設備設置助成	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。	第10回

【高松市・香南町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 18	消防防災関係事業	防災団体等	高松市の制度に統一する。 ただし、自警消防団の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、岡自警消防団の取扱いについては、香南町地域の防災活動の低下を招かないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	第7回
24 - 18	消防防災関係事業	防災行政無線	高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。	・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 ・戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。	第7回
24 - 19	学校教育事業	学校給食	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて、実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整する。	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて、実施するものとする。 給食配送方法については、合併時までに調整する。	第9回
24 - 20	社会教育事業	公民館	香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	第10回
24 - 20	社会教育事業	体育施設管理運営	高松市の制度に統一する。 香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	・高松市の制度に統一する。 ・香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 ・減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・町営テニスコート及びグラススキー場の管理運営方法については、合併時までに調整する。 ・河川敷運動場の管理運営については、現行のとおりとするが、委託料は支出しないものとする。	第10回

【高松市・香南町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 21	文化振興事業	歴史資料館運営事業	高松市の制度に統一する。 香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として、高松市に引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として、高松市に引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時までに調整するものとする。	第10回
24 - 21	文化振興事業	図書館事業	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 香南町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時までに調整するものとする。	第10回
24 - 22	その他の事業 (葬斎関係事業)	市・町民葬儀	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	第7回
24 - 22	その他の事業 (葬斎関係事業)	葬斎場	高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。	合併後において、香南町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。	第7回
24 - 22	その他の事業 (青少年健全育成事業)	青少年健全育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。 なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。	第7回

行政制度・事務事業 調整結果等一覧

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員数等	庵治町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。		第7回
13	事務組織及び機構の取扱い		現在の庵治町役場については、庵治町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。 庵治支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、庵治町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。		第7回
15	特別職の職員の身分の取扱い		庵治町の特別職の職員(町長、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		第4回
16	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の状況	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 ・庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 ・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。	第7回
17	附属機関等の取扱い		両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。		第4回

【高松市・庵治町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
20	使用料・手数料の取扱い		両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。		第4回
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い		各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。		第4回
24-2	広聴広報事業	広報事業(その他)	高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。	・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。	第5回
24-4	コミュニティ施策	庵治町集会所の管理等	庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。	・庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。 ・施設の管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。	第8回
24-9	その他の福祉事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町の水社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。	第8回
24-10	保健衛生事業	保健センター施設・機能	庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。 ただし、併設機能の管理運営等については、合併時まで調整するものとする。	庵治町保健福祉センターについては、設置の経緯等を踏まえる中で、併設機能も含め、高松市に引き継ぐものとする。 ただし、併設機能の管理運営等については、合併時まで調整するものとする。	第7回
24-10	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。	第7回
24-12	商工・観光関係事業	計量検査事業	高松市の制度を適用する	・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・庵治町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。	第7回

【高松市・庵治町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 12	商工・観光関係事業	観光イベント振興事業	高松市の制度に統一する。 庵治町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。	・庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	第7回
24 - 12	商工・観光関係事業	観光施設運営等事業	庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐ。	庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時までに調整を行うものとする。	第7回
24 - 13	農林水産関係事業	農園整備事業	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法については、庵治町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	第8回
24 - 14	建設関係事業	漁港管理事業	庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。 ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。	庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。 ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。 なお、漁港を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、漁業協同組合ともども、適切な検討を行う。	第8回
24 - 15	交通関係事業	交通安全活動	高松市の制度に統一する。 ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとする。	第7回
24 - 15	交通関係事業	市・町民交通傷害保障	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。 なお、庵治町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市がその事務を引き継ぐ。	第7回
24 - 17	下水道事業	排水設備設置助成	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。	第8回
24 - 18	消防防災関係事業	防災行政無線	庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。	・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市において施設の更新を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。	第8回

【高松市・庵治町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24 - 20	社会教育事業	公民館	庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	第8回
24 - 21	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。	・高松市の制度に統一する。 ・庵治町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・庵治町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案するとともに激変緩和を考慮する中で、合併時までに調整する。	第8回
24 - 21	文化振興事業	図書館事業	高松市の制度に統一する。	・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時までに調整するものとする。	第8回
24 - 21	文化振興事業	地域振興館(仮称)整備事業	庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。	庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。 ただし、運営主体、運営方法等については、合併時までに調整する。	第8回
24 - 22	その他の事業(葬斎関係事業)	葬斎場	庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	・庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐ。 ・庵治町斎場の施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。 ・合併後において、庵治町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。	第8回
24 - 22	その他の事業(葬斎関係事業)	市・町民葬儀	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。	第8回